

第12回社会保障審議会年金部会	参考資料2
平成14年12月13日	

第11回社会保障審議会年金部会 議事録

平成14年10月29日

第11回 社会保障審議会 年金部会 議事録

日 時：平成14年10月29日（木） 10：00～12：40

場 所：霞が関ビル 東海大学校友会館「阿蘇の間」

出席委員：宮島部会長、井手委員、今井委員、大澤委員、大山委員、翁委員、小島委員
近藤委員、杉山委員、堀委員、矢野委員、山口委員、山崎委員、渡辺委員

○ 高橋総務課長

定刻になりましたので、ただいまより、第11回社会保障審議会年金部会を開会いたします。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。座席図と議事次第のほか、次のとおりでございます。

資料1、第9回及び第10回年金部会における委員要求資料。

資料2、第11回年金部会委員提出資料、これは今日の提出資料でございます。

資料3-1、これは前回もお出ししておりますけれども、修正したものでございまして、年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（案）というものでございます。

資料3-2、これは前回と同じでございますが、年金制度改正に係るこれまでの意見の整理（論点の構成）（案）。

また、参考資料として、第9回年金部会の議事録をお配りをいたしております。

委員の出欠の状況でございますが、本日は、神代部会長代理、岡本委員、若杉委員におかれましては、ご都合により欠席とのことでございます。

それから、翁委員が若干遅れるということのご連絡をいただいております。大澤委員もまだお見えになっていませんが、現在、ご出席いただいております委員の皆様方は定員の三分の一を超えておりますので、会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、以降の進行につきましては、部会長よろしくお願いいたします。

○ 宮島部会長

本日は、大変お忙しいところをありがとうございます。

既に何度かご報告しておりますように、今回の部会は、これまで続けてきてまいりました総論部分に关します議論、そして論点の整理を一段落つけたいということでございます。本日のおおよその議事をどのように行うかにつきまして、初めに私の方から申し上げてご了解いただきたいと思います。

まず初めに、前回の部会におきまして、各委員より改めて資料の提出要求が事務局に対してございましたので、それについて事務局の方から資料の説明を何点かにわたってしていただきまして、それをめぐって若干の質疑をしたいと思っております。

その後、本日の本来の議論でございます総括的な議論、論点の整理の一段落をつけるということでございますけれども、前回以降、ご意見の提出をいただいている方の場合には、先ほどの論点の整理の中に既に修正あるいは新たな追加という形で入れ込んでございますので、それについて特にご説明をいただくということはその場ではいたしません。

ただ、前回、ご欠席の今井委員、大澤委員、大山委員、渡辺委員につきましては、総括的な議論をできなかったため、別途お時間をとっていただきまして、総括的なプレゼンテーションをしていただきたいと思いますと思っております。

その後、若干休憩をとりまして、残された時間はこの論点整理案に沿った形で、前回、ざっと見ていただきましたけれども、今回、特に修正点、追加点等を中心といたしまして、皆さんに見ていただいて、こういう形の議論の整理でよろしいかどうかということを確認しながら、最後まで進めて、それで本日の部会は役割を果たしたというように私は考えております。そのような議事をこれから進めさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

○ 宮島部会長

ありがとうございます。

それでは早速、前回及び前々回の部会において委員から要求がございました資料につきまして、特にこの総論的な議論の整理に関わるものにつきまして、事務局で可能な限り資料を用意いたしましたので、その説明をお願いしたいと思います。それでは、事務局よろしく願いいたします。

○ 坂本数理課長

それでは、お手元の資料1の①、②につきましてご説明させていただきます。座らせていただきまして、説明させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、資料1の1ページでございますが、これは仮に目標年度の年金積立金を支出合計の1年分とした場合の厚生年金の保険料率が幾らになるかという御質問でございました。これにつきましてご説明申し上げたいと思っております。

これは前々回におきましては、目標年度を定めまして、その目標年度におきまして、積立金を使い切るとした場合に、保険料がどのように推移するかということをお示したもの

でございますけれども、今回はこの目標年度におきまして、年金積立金を支出合計の1年分とするような計画を立てた場合に保険料率がどのように推移するかというものを、平成11年の財政再計算の結果をもとにして計算したものでございます。

「1. 試算の前提」の二つ目の「○」にございますように、この試算におきましては、2040年度及び2060年度におきまして、それぞれ年金積立金が支出合計の1年分となるような財政計画を立てた場合にどのように保険料率が推移するかということを試算したものでございます。

なお、三つ目の「○」にございますように、目標年度以降は年金積立金が支出合計の1年分の規模を維持するように保険料率を算出しております。

ご説明をさせていただくに当たりまして、3ページを見ていただきたいと思います。グラフがございまして、このグラフが結果を示しております。太線で示しました折れ線グラフ、これが試算結果でございます。もう一方で、太い曲線で示されておりますグラフ、これは賦課保険料率を示したものでございます。

結果でございますが、2015年に16.9%に保険料率を上げまして、そのまま据置きますと、2040年度に積立金の規模が支出分の1年分の大きさになります。積立金を使い切るといたしました場合の結果は16.1%でございましたので、それよりは0.8%高い保険料率を設定しなければならないということでございます。

この2040年度におきまして、さらに積立金の規模を1年分維持しよういたしますと、ここで6.3%のジャンプが必要になります。16.9%から6.3%ジャンプいたしまして、その後は、1年分の規模を維持するために保険料率を毎年変えていくということになるわけでございます。大体賦課保険料よりも0.5%ぐらい低いところで推移するということになるわけでございます。これは積立金から生じます運用収入によりまして、この引下げが可能になるというものでございます。しかしながら、平成11年の財政再計算結果に比べますと、高齢化のピーク時におきましては4%程度、また最終的には1%程度高い保険料率が必要になるという結果でございます。

これが2040年度を目標年度といたしまして、年金積立金を支出合計の1年分とした場合の結果でございます。

もう1ページおめくりいただきまして4ページでございます。

4ページの図におきましては、2060年度を目標年度といたしまして、年金積立金の規模が支出合計の1年分となるように保険料計画をつくりましてどのように推移するかというのを試算いたしましたものでございます。先ほどと同じように太い折れ線グラフが試算結果、

太い曲線が賦課保険料率を示しております。この場合、2060年度におきまして、支出合計の1年分の規模の積立金を持つという目標を定めると、2020年度以降は18.9%の保険料率で推移するというところでございます。これは積立金を使い切るといたしました場合の18.5%よりも0.4%高い料率になってございますが、一方で平成11年の財政再計算結果と比べますと0.9%低い保険料率になっているところでございます。

しかしながら、2060年度におきましては、積立金の規模を支出合計の1年の規模に保とうといたしますと2.5%のジャンプが必要になります。このジャンプしました後は賦課保険料率よりも0.9%から2分の1%程度低い保険料率で推移するということになるわけでございます。しかしながら、平成11年の財政再計算結果に比べましては1%程度高い保険料率で推移するということになるところでございます。

以上が、試算結果のご報告でございます。

次に7ページでございます。

7ページと8ページにおきましては、厚生年金の基礎年金拠出金を保険料率換算するとどのような料率になっていたかということを試算するよという御質問でございました。これを試算いたしましたのがこの資料でございます。

まず結論に入ります前に、「基礎年金の財政の構造」というところを見ておきたいと思っております。7ページでございますが、基礎年金の財政構造におきましては、最初の「○」でございますように、基礎年金の財政は、毎年必要な費用が国民年金及び各被用者年金制度からの拠出金によって賄われており、各制度の負担は、当該年度の国民年金の被保険者数（保険料納付者に限る）と各被用者年金制度の2号被保険者数と3号被保険者数の合計の比率により按分される仕組みとなっているわけでございます。

二つ目の「○」でございますが、過去、平成7年～12年度の推移を見ますと、基礎年金給付費の増加等により基礎年金拠出金単価が増えておりますが、拠出金按分率はほとんど変わっていないという結果が得られております。

三つ目の「○」でございますけれども、これは国民年金の検認率（保険料の納付率）が近年低下していることに伴い、基礎年金拠出金を負担する被保険者数も減少してきているわけでございますが、そのほかに、① 加入促進による未加入者の減少、未加入者数は、平成7年に158万人と推計されたところですが、平成10年には99万人と推計されているところでございます。② 国民年金の免除被保険者数の増、これには学生の納付特例者を含むというものでございます。③ 厚生年金の被保険者数の減少という影響もありまして、結果といたしましては、各年金制度の拠出金の負担割合の変化は微小となっているという

ものでございます。

具体的にはこの下の表でございますけれども、基礎年金給付費は主に高齢化により、平成7年には11兆円でございますでしたが、平成12年度には14.2兆円になっているところがございます。

一方で、拠出金按分率は、先ほど申し上げましたように、制度間で余り変わっていないというところがございます。国民年金はほぼ20%程度で推移、厚生年金は68%で推移、共済年金は11%程度で推移していると、このような結果になっているところがございます。

一方で、国民年金の検認率は、先ほど申し上げましたように、平成7年度の84.5%から、平成12年度の73.0%まで減少してきている。

国民年金の免除率あるいは学生の納付特例率を合わせた割合を見ますと、平成7年には17.6%でしたものが、平成12年度には23.7%に増加しているということが見られるわけがございます。

国民年金の被保険者数、いわゆる1号被保険者数でございますが、平成7年度の1,851万人に比べまして、平成12年度には2,093万人と約250万人増加しているところがございます。

もう一方で、厚生年金の被保険者数（2号被保険者）とその被扶養配偶者数（3号被保険者）を合わせましたものは、平成7年度に4,409万人でございますでしたが、平成12年度には4,258万人と減少しているところがございます。

1ページおめくりいただきまして、8ページでございますが、ここで基礎年金拠出金の保険料率換算の結果を示してございます。これを見るに当たりましてご注意していただきたいことがございまして、これを三つの「○」にまとめてございます。

まず最初の「○」ですが、厚生年金におきましては、毎年の保険料収入に積立金から得られる運用収入を合わせまして、1階部分に充当される拠出金と2階部分の給付に必要な費用を賄っているということでございます。すなわち2つ目の「○」にございますように、厚生年金の財政計画は、1階部分と2階部分を合わせた給付全体を段階的に引上げる予定の保険料と運用収入で賄うように組み立てられておりますために、保険料あるいは運用収入のどの程度が1階部分となるか区別して示すことはできないわけでございます。また、1階部分と2階部分の給付費の割合は年々変動するものでございまして、1階部分の給付に充てられる部分を一定率で示すということもできないところがございます。

しかしながら、あえて毎年の基礎年金拠出金を、その年の標準報酬月額累計で除して保険料率換算にすると、以下のとおりとなるということでございまして、この右から二つ目

の③の列でございます。ここに厚生年金の基礎年金拠出金を厚生年金の標準報酬月額 of 年度累計で除した値の保険料率換算、3分の1が国庫負担でございますので、この値の3分の2ということになるわけでございますが、その3分の2の値をここで料率で示しているわけでございます。

この結果によりますと、平成7年度におきましては3.8%でございましたものが、平成12年度におきましては、4.9%になっていると、このような推移を示しているところでございます。

以上でございます。

○ 宮島部会長

続いて、どうぞ。

○十菱社会保険庁企画課長

社会保険庁企画課長でございます。私からは、平成13年度の国民年金保険料の納付状況と、それを踏まえました14年度後半の収納対策につきましてご説明申し上げます。まず10ページをお開きください。

10ページは「平成13年度の検認率の実績」というふうにあります。「検認率」という言葉、これは一般的な用語ではなくて業界用語でございますが、市町村の収納事務というのは、かつて保険料の納付に見合います印紙を貼って、それを消し込むという作業をやっておりまして、そのときの用語が残っているということでございます。平成13年度が市町村が行う納付義務の最終年度でございますので、最後の検認率ということでございます。14年度以降は収納事務自体が国に移管されますので、もっと一般的な用語、例えば「納付率」というような表現を用いたいというふうに思います。

検認率の定義が10ページの下段の方でございます。検認率というのは何かというと、検認対象月数、これは当該年度に納付すべき保険料月数ということでございます。これを分母にいたしまして、分子の方は実際に納付された月数ということで、それに100を掛けたパーセンテージでございますが、そういう理解でございますので、分母になっております納付対象月数には免除でありますとか、あるいは学生納付特例でありますとか、そういう本来、保険料の納付を要しないと制度上されている月数は除外されてございます。

それから、もう一つ、検認率というのは、当該年度（現年度）の納付率をあらゆる指標でございます。国民年金の保険料の収納に関しましては時効が2年間、この間、追いかけるということでございますので、最終的な納付率は実際の検認率よりも4%程度通常は上回るということでございます。これを年次推移で見たグラフがあるわけでございますが、

基礎年金が導入されまして、現行制度が固まりました61年度以降の数字を書いております。平成3年と平成4年に85.7%ということでピークをつけまして、それ以降、一貫して下がっているということでございます。

これは幾つかの要因があるわけですが、一つは経済全般の調子が悪いということに伴う経済要因がございます。もう一つは、平成7年度からの手帳送付による強制適用ということがございます。これは未加入者をなくそうということで、20歳に到達した方で、国民年金の届出を行っていただいている方に勧奨した上で職権適用しようということをして平成7年度から始めておりまして、こういうことによりまして、未加入者自体というものは減っていったわけですが、こういうふうにして適用された手帳送達者の納付率というものが残念ながら低いという現状の中で、平成7年度以降、検認率の低下の幅が大きくなっている、こういう構造になってございます。

平成13年度の検認率でございますが、残念ながら70.9%ということで、前年度に比べまして2.1%低下しております。それから、第1号被保険者自体は増加しておりますので、検認対象月数は伸びておりますけれども、検認実施の月数も残念ながら減少している、こういう状況でございます。

11ページをお開きください。11ページは、検認率を分析してみたものでございますが、前半のグラフは年齢階級別検認率ということで、年齢層が低い方の検認率は低く、年齢層が高い方の検認率は高いということになってございます。55～59歳が一番高いグループでございますが、こういったいわば優良の納付者が60歳を迎えて加入者として卒業される。それと同時に、検認率の低い20歳～24歳という若い方が入ってくる、こういう構造が検認率を押し下げている一つの大きな要因でございます。

それから、後半でございますが、これは手帳送付状況別検認率ということで、手帳送付者に関しましては、手帳送付者であるということがわかるようになってございますけれども、この手帳送付者の検認率（納付率）というものが28.9%ということで3割に満たない現状にあるということが大きな問題となってございます。

それから、12ページでございます。12ページは検認率低下の要因を要因ごとに分析をしてみようということでやや見にくい図になっておりますが、真ん中の図は、平成12年度と平成13年度の比較を行った図でございます。三つのカテゴリーに大きく上から分かれるわけですが、一番上のグループは、平成12年度は納付対象であったけれども、平成13年度は納付対象から外れた方の動き、真ん中の継続検認対象者というグループは、12年度も13年度も納付の対象になった方の動き。一番下の方でございますが、平成12年度には

納付の対象者ではなかったけれども、平成13年度には納付の対象者になった方はどうかということが大きく三つに分けてございます。

そうしますと、一番上のグループ、平成13年度は納付対象から外れた方でございますが、これが60歳到達などの資格喪失によって外れた場合、これは74%というそれなりの納付率でございます。免除等によって外れた方、これはいわば所得が低いボーダーラインの層ということでございますが、ここは25%ということ著しく低くなってございます。

それから、真ん中の継続的な納付者というものは比較的安定しておりまして、73.4%から73.7%と若干の増ということでございます。

それから、一番下のグループ、12年度が免除等であったけれども、13年度に新たに納付対象者になったケースでございますが、12年度の申請免除者で13年度の納付対象者、ここが一番低くて22.4%。

それから、12年度は学生納付特例であったけれども、13年度に第1号被保険者になった方ということで、これは48.4%。

それから、新たな取得者でございますが、自ら届け出た方のグループは69.9%でございますけれども、手帳送付ということで適用された方は26.4%ということございまして、数字的には平成12年度の申請免除者と手帳送付による新規の取得者、これが低下の要因になっているものと考えられます。

13ページは、今申し上げました内容をいわば納付対象者のカテゴリー別の影響度ということで分解をしたものでございます。グラフと表とございますが、真ん中の表でご覧いただきますと、2.1%のマイナスの大きな影響を与えているグループは、真ん中あたりの新規検認対象者計というところに前年度申請免除者というものがございまして、このグループが1.3%のマイナス要因。それから、下の方でございますが、新規取得者計の中の20歳到達者、このグループが△0.4%、それはほとんどが手帳送付者の分であるということがうかがえるわけでございます。

続きまして14ページでございます。都道府県別の検認率を見たわけでございますが、平成13年度の数字でご覧をいただきたいと思いますが、やはり大都市部というものが納付率は低いということで、東京都の場合はちなみに61.8%、大阪府の場合は56.7%。それから、やや特異な数値を示しておりますのが最後の沖縄県でございますが、沖縄県は国民年金が復帰後の加入というようなこともございまして、特例的な歴史的背景があつて、検認率が以前から低いということで50.8%となっております。

逆に検認率が高い県というのは、日本海側に多いということがうかがえまして、新潟県

の88.4%、秋田県の87.8%、山陰の島根は86.3%、この辺が検認率の高い地域でございます。

このような13年度の納付状況というものを踏まえまして、平成14年度の後半の収納対策をどのように実施していくかということで、16ページをお開きいただきたいと思います。

本年度に入りまして、4月から収納対策が社会保険庁の方に市町村から移管をされまして、それに向けまして収納対策のいわばパッケージという施策を全国的に展開してございます。それは既に当部会においても説明したとおりの内容でございますが、平成14年度後半においては、限られた体制の中で行う収納対策の実効を上げるために、収納対策を講じる重点的なターゲットというものを明確にしようということで、先日、全国の社会保険事務所長会議等でも指示を行ったところでございます。

どういったターゲットに対して重点を置くかということですが、二つのグループを考えております。一つは、2.の(1)でございますが、昨年度、学生納付特例者で未納となっている方とか、あるいは新規資格取得者のうち手帳送付者で未納となっている者、こういったグループというのは、いわゆる年齢層が若くて制度への関心や理解が不足しているということでございます。こういった方たちを掘り起こして理解を求め収納につなげていくということでなければ、国民年金の将来の発展というものはないわけでございますので、大変難しいカテゴリーでありますけれども、ここを大切にしたいということでございます。こういった方々には、もちろん④、⑤のような個別収納対策も実施するわけでございますけれども、①、②、③に書きましたようないわゆる広報の展開というようなことで理解を求めてまいりたい、こういうふうに思っております。

それから(2)は二つ目のカテゴリーでございますが、継続検認対象者の中で、前年度は納めてもらったけれども、今年度は未納になっているという方、昨年度は申請免除であったけれども、今年度は未納になっている方、あるいは新しく資格取得を自ら届け出ていただいたのに保険料は納めていただけてない方、こういった方々は保険料の納付とか制度に対する意識や理解は比較的高いというふうに考えられますので、こちらの方は実質的に納付に結びつくような個別収納対策といたしますか、ここに重点をおきたいということで、電話による納付督促とかそれを踏まえた職員、国民年金推進員の戸別訪問によりまして納付督促をし、ご理解を求め、こういうような努力を重ねたいと思っております。

17ページは、これは平成14年度からの収納対策につきまして、詳細に書いたものでございますが、省略いたします。

それから、18ページでございますが、11月6日からは「いい老後(いろいろご)」という

語呂合わせでございますが、1週間年金週間として設定いたしまして広報活動を集中的に実施しております。

今年度でございますが、「国民年金保険料の納付」ということが最重要のテーマでございますので、特に納付率の低い20歳代前半から30歳代前半層を対象にしまして納付の重要性を訴えたい。「ひとりの勝手は、みんなの迷惑」ということで、優香さんを起用した広報を実施したいというふうに考えております。この会場の入口のところに参考までにポスターを掲げてございますが、こういったような展開を行いたいと思っております。

いずれにいたしましても、平成13年度の納付状況は大変厳しい状況であるというふうを受けとめておりますので、社会保険庁の組織の全力を挙げまして、平成14年度の後半の収納対策に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。いずれも、これは総括的な議論に関わる点でございますが、ただいまの3点の資料の説明につきまして、今、もしここで少し質疑しておくことがあれば、若干お時間をとりたいと思いますが、いかがでございましょうか。

最初のはたしか小島委員からの資料提供要望だったと思いますが、一応こういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○ 小島委員

はい。

○ 宮島部会長

2番目はたしか矢野委員からであったと思いますが。

○ 矢野委員

資料7ページについてちょっとお伺いしたいのですが、国民年金の被保険者数ということで、右から2番目のコラムに総数が書かれているのですが、年度別で未加入者、未納者、免除者等の数字について、内訳がどうなっているのかということを示していただきたいと思います。

それから、検認率というのは、どうも素人にはわかりにくいお話なんですけど、今、申し上げた未加入者、未納者、免除者と検認率との関係がどうなっているのか、そこら辺の意味がよくわかりかねるので、その点の説明も併せてお願いしたいと思います。

○ 宮島部会長

今、直ちにこの場でお答えできるところがちょっとあるような気がします。定義にかか

ることですので、企画課長の方から。

○ 十菱社会保険庁企画課長

後半の方のご質問でございますが、ちょっと説明が足りなかったのかなというふうにも思いますが、10ページに検認率とはなんぞやということが書いてございます。検認率、簡単に申し上げますと、納付すべき方が当該年度に納付すべき保険料の月数というものを分母にいたしまして、実際に当該年度に納付された保険料の月数を分子にするという数字でございまして、ご質問の観点から申し上げますと、免除とかあるいは学生納付特例といったようなものは、これは制度的に保険料の納付をしなくてよいというふうにされておるわけでございますので、検認率という考え方には入ってこないということでございます。もう一つの未加入者でございますが、未加入者の場合は、要するに制度においてまだつかまえていない者ということでございますので、検認率の中には入ってこないわけでございます。

それから、未納者がどういうふうになるかということでございますが、未納者というのは、いわば実態的には分子の方の納付されなかった月数ということで整理されるわけでございます。これが一般的に月数というのがわかりにくいというご指摘はあるわけでございますけれども、ただ国民年金の保険料は月単位で納めるわけでございますし、年度途中での出入りもある。それから全部納めてはいないけれども、一部何カ月分か納める方もあるということで、納付のパーセンテージを示すには、人には着目できないということがございまして、この月数ということで、分母、分子を考えるとというのが検認率の考え方でございます。

○ 高橋総務課長

補足をさせていただきますが、矢野委員のご質問は、7ページに即しての説明だと思えますけれども、もう一回、7ページに戻ります。一見してわかりにくい概念ですが、大体の感じで言いますと、まず国民年金に誰が入るのですかというところからご理解いただきたいのですが、サラリーマン（2号被保険者）か、あるいは被扶養の配偶者の方、この方々は2号、3号になりますので、それ以外の20～59歳の日本にいる方、これが1号にまずなるべき人間です。ところが実際には入っていらっしゃる方がいるわけです。私ども所在を把握できない、こういう方がいっぱいいらっしゃいますが、そういう方は未加入です。

未加入の方は、今、7ページに書いてある1号の被保険者に入っておりません、そもそも、この外です。これは全く行政として把握できない方ですから、その外にいます。その

方は推計の数字しかございません。

では1号として把握された被保険者の中で、検認率というのはどういうふうに行くのかといいますと、第1号被保険者の中から、まず免除の方、学生納付特例に該当する方は、保険料を納める義務はありませんので、第1号被保険者の中の一部から、まず保険料を納める人間としては除外されていくわけです。したがって、保険料を納めるべき人間は、逆に言いますと、例えば平成12年度で言いますと、2,093万人×23.7%の残りということになります。2,093万人のうち76.3%が保険料を納める人間だと。

実際に2,093万人のうち76.3%のうち、どれぐらいの人が納めたかというのが検認率であります。したがって、2,093万人×(1-23.7%)ということになりますけれども、76.3%×検認率73%、これが実際に納めた方ということで、未納というのはどこなんだということになりますと、未納というのは、73%の裏側の27%の方が未納になっていると、そういうことでございます。ただ、検認率は月数でとられていますので、イコール人数ではないんですけど、大体はほぼ人数と変わらないです。

○ 宮島部会長

何か、まだございますか。

○ 坂本数理課長

国民年金被保険者数のうちの未納者数、免除者数、未加入者数がどうなっているかということでございますが、未加入者数は、今、総務課長からご説明申し上げましたように、毎年把握できているものではございません。特別の調査をやりまして、把握した年度があるというところでございます。

それから、免除者でございますが、免除者につきましては人数が把握できておりますので、これを申し上げますと、平成7年度におきましては、法定免除、申請免除あわせまして、303万4,000人、平成12年度におきましては、369万8,000人という数字になってございます。未納者につきましては、先ほどの説明からございますように、人数換算というのが難しゅうございますので、ここでは把握していないところでございます。

○ 宮島部会長

矢野委員、何かございますか。

○ 矢野委員

もう一回、確認しますが、検認率の分母、分子ともに、未加入者は別といたしまして、免除者と学生納付特例該当者は入っていない、こういうことですね。

○ 坂本数理課長